

産業建設常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和4年12月12日（月）午前8時53分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	木野田 誠 君	副委員長	鈴木 てるみ 君
委員	植山 太介 君	委員	久木田 大和 君
委員	前田 幸一 君	委員	塩井川 公子 君
委員	徳田 修和 君	委員	池田 綱雄 君
委員	下深迫 孝二 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 野村 和人 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	八幡 洋一 君	農政畜産課長	鎌田 順一 君
林務水産課長	市来 秀一 君	耕地課長	八重山 純一 君
溝辺副総合支所長兼市民生活課長	末満 伸太郎 君	牧園副総合支所長兼市民生活課長	森田 真一 君
福山副総合支所長兼市民生活課長	国師 五寿美 君	林務水産課課長補佐	奥 芳生 君
農政畜産課主幹	内村 光孝 君	林務水産課主幹	川原 昭司 君
横川総合支所市民生活課	有村 昌明 君	農政畜産課農政第1グループ長	淵ノ上 博己 君
耕地課管理グループ長	笠井 剛 君	霧島総合支所市民生活課産業振興グループ長	原田 聡 君
林務水産課林務水産GSL	清藤 明夫 君		
建設部長	猿渡 千弘 君	建設政策課長	竹下 淳一 君
建設施設管理課長	安田 善郎 君	建築住宅課長	侍園 賢二 君
スポーツ・文化振興課長	久木田 勇 君	建設政策課主幹	笛田 純一 君
建設施設管理課主幹	落水田 剛 君	スポーツ・文化振興課主幹	中島 大輔 君
建設政策課政策G主査	今村 翔 君	建築住宅課住宅G主査	井之上 誠 君
商工観光部長	谷口 隆幸 君	商工振興課長	池田 豊明 君
商工観光施設課長	園畑 精一 君	商工振興課主幹	西村 賢三 君
商工観光施設課主幹	松崎 義美 君	商工観光施設課施設管理GSL	川畑 貴雄 君
商工観光施設課施設管理G主査	若松 樹 君		
上下水道部長	浮邊 文弘 君	上下水道総務課長	久木元 直仁 君
下水道工務課長	三島 由起博 君	上下水道総務課主幹	滝間 宏 君

下水道工務課主幹 八反田 竜一 君 上下水道総務課政策GSL 伊澤 由記 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第113号 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第114号 霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第115号 霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第120号 霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第121号 霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第122号 霧島市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第123号 霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第124号 霧島市国分川原地区加工貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第125号 霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第126号 霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第127号 霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例の一部改正について

議案第128号 霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第129号 霧島市宮関平温泉・霧島市宮関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第131号 霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第132号 霧島市都市公園条例の一部改正について

議案第133号 霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第135号 霧島市公共下水道条例の一部改正について

議案第141号 霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第142号 霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第143号 霧島市塩浸温泉龍馬公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第152号 指定管理者の指定について（霧島市黒石岳森林公園）

議案第153号 指定管理者の指定について（霧島市営住宅等）

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前8時53分」

○委員長（木野田誠君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る12月6日の本会議で本委員会に付託になりました議案22件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日

の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

- △ 議案第121号 霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第123号 霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第125号 霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第126号 霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第141号 霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

まず、会次第2、審査1、議案第121号から審査5、議案第141号まで、以上5件を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（八幡洋一君）

農林水産部所管施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、議案第121号、議案第123号、議案第125号、議案第126号、議案第141号の5件についてご説明いたします。はじめに使用料につきましては、平成21年度に定めた使用料設定に関する基本的な方針及び霧島市経営健全化計画に基づき、原則として3年に1回、見直しを行うこととしています。今回はそれに基づく5回目の見直しとなるもので、施設ごとにコストの再計算を行うとともに、市内外における類似施設等の料金との比較等を勘案した上で、負担の公平性と受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行おうとするものです。議案第121号は、霧島市福山農村青年の館の和室の使用料の見直し、議案第123号は、霧島緑の村の各種区分の使用料の見直し、議案第125号は、霧島市国分畜産研修センターの使用料の見直し、議案第126号は、溝辺、横川、霧島、福山地区にある霧島市家畜審査場の使用料の見直し、議案第141号は、市内10か所の霧島市農産物加工施設等の各種区分の使用料の見直しのため、各条例の所要の改正を行おうとするものです。以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

今回提案しております議案第121号 霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は1項目です。この施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、民間での提供が難しく、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第2分類（受益者負担50%）の項目は1項目です。第1分類、第3分類、第4分類はあ

りません。議案の 66 ページ、新旧対照表の 45 ページをお開きください。本条例の一部改正につきましては、負担の公平性と受益者負担の適正化を図るため、基本使用料 1 時間につき 160 円を 140 円に改正しようとするものです。次に、議案第 123 号 霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で使用料を改定する施設は 1 施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は 5 項目です。この施設を、財政課が説明した考え方に基づいて分類しますと、第 2 分類の項目は 4 項目です。次に、民間でも同種・類似のものが提供され、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第 3 分類（受益者負担 70%）の項目数は 1 項目です。第 1 分類、第 4 分類はありません。議案の 69 ページ、新旧対照表の 46、47 ページをお開き下さい。本条例の一部改正につきましては、議案第 121 号と同じ提案理由により、新旧対照表の 46、47 ページのとおり、基本使用料 210 円を 250 円に、240 円を 280 円に、300 円を 270 円に、360 円を 420 円に、320 円を 260 円に改正しようとするものです。次に、議案第 125 号 霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で使用料を改定する施設は 1 施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は 1 項目です。この施設を、財政課が説明した考え方に基づいて分類しますと、第 2 分類の項目が 1 項目です。第 1 分類、第 3 分類、第 4 分類はありません。議案の 71 ページをお開き下さい。本条例の一部改正につきましては、議案第 121 号と同じ提案理由により、使用料 1 回につき 1,260 円を 1,050 円に改正しようとするものです。次に、議案第 126 号 霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で使用料を改定する施設は 4 施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は 4 項目です。この施設を、財政課が説明した考え方に基づいて分類しますと、第 2 分類の項目が 4 項目です。第 1 分類、第 3 分類、第 4 分類はありません。議案の 72 ページをお開き下さい。本条例の一部改正につきましては、議案第 121 号と同じ提案理由により、使用料 1 回につき 1,260 円を 1,050 円に改正しようとするものです。次に、議案第 141 号 霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で使用料を改定する施設は 10 施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は 27 項目です。この施設を、財政課が説明した考え方に基づいて分類しますと第 2 分類の項目は 26 項目、第 3 分類の項目数は 1 項目です。第 1 分類、第 4 分類はありません。議案 101 ページ、新旧対照表の 69、70 ページをお開き下さい。本条例の一部改正につきましては、議案第 121 号と同じ提案理由により、新旧対照表の 69、70 ページのとおり、基本使用料 1 時間につき 320 円を 380 円に、210 円を 250 円に、国分営農研修センターの研修室 2 分の 1 使用の 160 円は 190 円に、小規模な会議室等の 160 円は 140 円に、調理加工室等の 320 円は 380 円に、浴室の 320 円は 260 円に、横川農業交流センターの大会議室は 260 円を 310 円に、牧園農村活性化センターの大会議室は 360 円を 420 円に、福山活性化センターの多目的ホールは 400 円を 480 円に改正しようとするものです。以上で、農政畜産課関連の説明を終わります。

○農林水産部長（八幡洋一君）

御手元に配付しております。説明資料の説明をさせていただきたいと思います。それでは、タイ

トルが、施設面積、利用者数資料、農林水産部の資料をごらんください。議案第 121、霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例を例に御説明をいたします。地区は、福山地区。施設の名称は福山農村青年の館です。今回、使用料改定の提案をしておりますのは、和室で面積は 33 ㎡です。部屋の種別にあります会議室④とは、欄外の最下段に記載をしています通り今回の使用料見直しに当たり、市内の会議室の面積ごとに、四つに分類しておりこの和室が 33 ㎡のため、会議室④に分類されることを示しております。利用者数につきましては、令和元年度が 243 人、令和 2 年度が 323 人、令和 3 年度が 232 人となっています。それでは次に全員協議会で財政課が配付しました令和 4 年度使用料等の改正についての改正案一覧 9 ページをお開きください。一番上が福山農村青年の館、和室の欄になりますが、現行料金が 160 円、改正案が 140 円となっています。減額する理由につきましては、先ほど御説明いたしました会議室④に分類した会議室のコストの平均が、現行料金を下回っていたことから、減額の下限 80%以内で 140 円に減額し、類似施設間の負担の公平性を確保するため同じく 140 円としています。今の御説明は、使用料を減額する提案の例でしたが、増額する提案の例といたしまして、改正案一覧、9 ページの上から 2 番目の霧島緑の村の会議室をごらんください。現行料金が 210 円。改正案が 250 円となっています。増額する理由につきましては、部屋の種別を会議室③に分類した会議室のコストの平均が、現行料金を上回っていたことから、増額の上限、120%以内で 250 円に増額し類似施設間の負担の公平性を確保するため、同じ 250 円としております。以上で資料の説明について終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑の際は、議案番号説明が分かるようにお願いします。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

議案121号、和室の使用料のところでお伺いしますけども。ただいま部長の説明では面積等で計算といたしますか、考えられて、コスト計算されて減額ということですけども、和室だと普通の会議室と比べて広さは同等でも、畳等があったりとか管理コストは少し上がって、普通の会議室よりは上がると思うんですけどその辺の考慮はなく広さで判断をされているという理解でよろしいでしょうか。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

今議員の御指摘にありましたとおり和室等につきましては畳等の取替えも必要になります。そういった取替えがありましたらコストの計算ときに、その分は加算しておりますが、特段の畳の取替え等がなかった場合にはそのコストは加算せずに、数字のほうは出している、コスト計算をしているところがございます。

○委員（下深迫孝二君）

同じく121号ですね。20円値下げをされてるということですよ。今回電気料金等も上がるというような、報道もされてますけど。20円下げてまた次上げるっていうのは非常に厳しいんじゃないか

という気もするんだけど。そういうことも考慮されて20円の値下げになってるんですか。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

今回のコスト計算につきましては、議員のおっしゃるとおり燃料等高くなっておりますので、そこにかかる実際かかった経費で今計算したところでは、将来的に、また光熱費等上がりましたら、今の見込みでは4年後にまた再度見直しをして、そのときにまたコスト計算をして、全庁的に改正をするような形で今考えているところでございます。

○委員（徳田修和君）

今回の料金改定、全体に対してですが、3年に1回ということで定期的に改定するタイミングというのは、決まっていると思うんですけども。施設の管理をされてる現場であったりとか、利用者の方々へ通知というものは、こういう料金改定が入りますよと前もって伝えてあるものなのか。金額が決まってからそういう改定の公表をされているのかその確認をさせていただきます。

○農林水産部長（八幡洋一君）

市民の皆様には議会の議決をもって、入り口等に掲示をしたり、利用者となってくるときにはその管理人のほうから、4月1日からの改正についてはこうですよということをしっかりと周知をしながらやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、審査1から審査5までの以上5件について執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時 3分」

「再 開 午前 9時18分」

△ 議案第122号 霧島市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第124号 霧島市国分川原地区加工貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第142号 霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第152号 指定管理者の指定について（霧島市黒石岳森林公園）

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に審査6、議案第122号から審査9、議案第152号まで、以上4件を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（八幡洋一君）

農林水産部所管施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、議案第122号、議案

第 124 号、議案第 142 号の 3 件と、議案第 152 号の指定管理者の指定についてご説明いたします。はじめに施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、先ほど申しあげました提案理由と同じく、所要の改正を行おうとするものです。議案第 122 号は、霧島市農村公園の使用料の規定の追加、議案第 124 号は、霧島市国分川原地区加工貯蔵施設の使用料の見直し、議案第 142 号は、霧島市黒石岳森林公園の林内作業所の使用料の見直しのため、各条例の所要の改正を行おうとするものです。次に議案第 152 号、指定管理者の指定につきましては、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めようとするものです。以上、概要を申しあげましたが、詳細につきましては担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○耕地課長（八重山純一君）

今回提案しております議案第 122 号 霧島市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明します。議案の 67 ページ、新旧対照表の 45、46 ページをお開き下さい。本条例には、使用料の設定がなかったため、受益者負担の適正化と都市公園及び普通公園との調整を図るため、営利目的での使用等を想定し、新規で使用料を設定するものです。以上で、耕地課に関する説明を終わります。

○林務水産課長（市来秀一君）

今回提案しております議案第 124 号 霧島市国分川原地区加工貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で使用料を改定する施設は 1 施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は 1 項目です。この施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、民間での提供が難しく、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第 2 分類（受益者負担 50%）の項目は 1 項目です。第 1 分類、第 3 分類、第 4 分類はありません。議案の 70 ページと新旧対照表の 47 ページをお開きください。本条例の一部改正につきましては、負担の公平性と受益者負担の適正化を図るため、加工貯蔵施設の基本使用料 1 時間につき 320 円を 380 円に改正しようとするものです。次に、議案第 142 号 霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で使用料を改定する施設は 1 施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は 1 項目です。この施設を、財政課が説明した考え方に基づいて分類しますと、第 2 分類の項目が 1 項目です。第 1 分類、第 3 分類、第 4 分類はありません。議案の 103 ページと新旧対照表の 71 ページをお開きください。本条例の一部改正につきましては、議案第 124 号と同じ提案理由により、林内作業所の基本使用料 1 時間につき 190 円を 160 円に改正しようとするものです。次に、議案 152 号 指定管理者の指定につきましては、議案 140 ページの指定議案説明資料と別添の説明資料に基づきご説明いたします。対象施設の黒石岳森林公園は、総事業費 8 億 4 千万円をかけて平成 10 年 7 月に開園しました。説明資料にありますとおり、現在の指定管理者である公益社団法人霧島市シルバー人材センターの自主事業、ドッグランについては増加

傾向にあり、利用料金も右肩上がりとなっていますが、他の主要施設については、開園後 24 年が経過し、施設の老朽化に伴い利用者は年々減少しています。そういった中、本年度、財産管理課を主管課とした「霧島市公共施設等の利活用に関する民間提案制度」が発足し、黒石岳森林公園の提案を募集したところ、民間事業者からの提案がありました。本提案については、今後、審査委員会の審査を経て、事業採択がなされた場合には事業化に向けた協議を進めていくこととしています。加えて、鹿児島大学による地域課題の収集・解決の取組について、現在、協力を依頼しているところであり、森林環境譲与税を活用した森林環境教育や木材利用促進に関する普及啓発も検討しているところです。以上のようなことから、来年度は黒石岳森林公園のあり方を検討、調整する必要があるため、現在の指定管理者である公益社団法人霧島市シルバー人材センターの指定期間を 1 年延長し、直接指定しようとするものです。以上で林務水産課に関する説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑の際は、議案番号説明が分かるようにお願いします。質疑はありませんか。

○委員（植山太介君）

議案第122号についてお尋ねをいたします。今まで使用料を定めてなかったところに、他の公園と適正化を図るために今回使用料を設けると。営利目的での使用料を想定しとありますが、具体的に、背景等を説明していただけるようでしたら、お願いいたします。

○耕地課管理グループ長（笠井 剛君）

これまで、営利目的の利用というのはありませんでしたが、ほかの公園にはもしあったときのために、そういった条例が設けられておりましたので、農村公園につきましても同様の適用をするために、条例を追加したところです。主な内容としましては物品の販売であったりとか、写真とか映画を撮影したりとか、講義を行うこと、展示会博覧会、その他のこれらに類する催しのために占用するときのことを想定しております。

○委員（植山太介君）

確認をさせてほしいんですけども。このような使用料等設定しない公園がまだ霧島市にはあるのか、そこら辺の確認はされているのでしょうか。これが最後となるのか。そこら辺がおわかりでしたらお示してください。

○耕地課管理グループ長（笠井 剛君）

農林水産部で管理してる施設についてはございません。

○委員（久木田大和君）

議案152号の指定管理者の指定の件ですけれども。この黒石岳森林公園の主要な施設の利用実績があればお示してください。

○林務水産課長（市来秀一君）

別添で一枚紙の資料を御提供しているかと思えます。議案説明資料、指定管理者の指定について

ということで。こちらの資料のほうには、1番目に主な施設の利用状況ということで、過去10年間をお示ししております。直近の3か年につきますと、令和元年度が321件、令和2年度が390件、令和3年度が544件となっております。主なものはドッグランの自主事業のほうの利用者の増加という状況になっております。

○委員（久木田大和君）

続きましてもう1件。民間の提案があったということですが、もしお示しできれば具体的な内容をお示しいただければと思います。

○林務水産課長（市来秀一君）

今回この委員会に際しまして主管課であります財産管理課のほうに確認をさせていただきました。提案者の提案につきましては知的財産権、及び今後の審議に支障があることから今お示しできないところです。

○農林水産部長（八幡洋一君）

先ほど林務水産課長が申し上げましたとおり、霧島市公共施設等の利活用に関する民間提案制度というのがありまして、そこに民間から提案があって黒石をこういうふうにしたいという提案が今あったんですがまだ審査が行われていない案件ですので、今、こういった説明になったところ。御理解をいただきたいと思います。

○委員（徳田修和君）

内容はいいんですが、今回そういう提案募集、民間事業者からの提案があったことで管理を1年延長というふうなことで。ということはスケジュール的には来年度そういうのが具体的にしっかり動き出すというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○林務水産課長（市来秀一君）

本提案につきましては、一応見込みでは来年の1月に審査会が行われます。事業採択ということになりますと、年度末までにその提案事業者と協定を結びまして、今後提案事業に関して具体的な肉づけをしていくということになります。そちらにつきましては、令和5年度中に事業化に向けた取組ということで動いてきますので、恐らく令和6年度からの事業実施というふうな考えているところです。

○委員（下深迫孝二君）

その案件ですけどね。これまで黒石は随分今までも問題になってきてるわけですよ。今さらという感じがするんですけど。もう少し早い対応が出来なかったんですか。

○林務水産課長（市来秀一君）

これまでも指定管理者制度ということで、10年以上指定管理の中でやってまいりました。今回全市的に指定管理者より一歩踏み出す形で、この民間提案制度という制度が発足したものですから我々としましても好機だと思って今回提案のほうに募集をかけさせていただいたところです。その結果事業所のほうから提案がありましたので、今後綿密に内容を詰めていって、利用が増えるよ

うな形の事業に取り組んでいきたいと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

今後詰めていくというものをですよ。ここでさっきもおっしゃったように。今後その業者と詰めないといけないからここで言えませんか。要するに議案を処理をしてくださいとおっしゃってるんですけど。中身は言いませんというのは、ちょっと、お粗末のような気がするんですけど。そこらはどうにお考えですか。

○農林水産部長（八幡洋一君）

先ほどから申し上げております通りこの1年間、今、シルバーさんがさせていただいておりますのでその間に施設の在り方、それから提案の場合は総合評価でいきますので、採択なるかならないかはまだはっきり中身もわからないというような状況です。この間もグランドゴルフ場を緑地広場に変えさしていただきながらできることをこの1年かけてやっていこう。そして今後の方針については市民提案型をとるのか、やはり森林環境譲与税を活用して、新たにまたリニューアルしていくのか、そうじゃなくて閉館していくのかというような検討期間を来年度ですね、1年間いただきながら方向性を決めていきたいということで御提案を申し上げているところでございます。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長交代いたします。

○委員長（木野田誠君）

今回の議案はシルバー人材センターを1年間延長するということではありますが、民間提案があつてですねこれが採択になった暁には、指定管理者も変える方向性を考えているのか、そのままシルバー人材センターがまた新たに契約していくのか、その辺はどういうふうになっているのか。それともう1件です。新しい提案がどういう提案か話は出来ないということではありますが、森林公園は森林公園として継続していく方針で考えているのかその2点お伺いします。

○林務水産課長（市来秀一君）

まず今回の提案事業者と指定管理者との位置づけにつきましては、現時点では原則提案事業者の事業になるかと考えております。ただ協調していける部分等については、指定管理等も検討の余地があると思っております。ここでいう民間提案制度につきましては、基本的に民間事業ということになりますので、市が施設を提供する、貸し出す形で民間事業として運営していただく。ということは究極で言いますと指定管理料が発生しないことを目指しております。ただ事業の内容につきましては、必要に応じて市のほうも助成をしていくということも検討しないといけないというふうに考えております。この森林公園としての位置づけですが、こちらは基本的に変えることはないかと思っております。ただ森林公園というものが、本来黒石岳森林公園が立ち上がった背景には、市民の憩いの場としての活用を目標にしておりましたので、今後そういった市民ニーズと我々が目指している森林環境教育であったり、木材利用の普及啓発であったり、そういったものがうまくマッチングできるような事業を考えていきたいと考えております。

○委員長（木野田誠君）

確認しますけれども、将来的には今までの管理を委託ということじゃなくて、物品そのものを民間業者に、もちろん土地をですけど、貸し付けるという理解でいいわけですね。

○林務水産課長（市来秀一君）

基本的にはそういった方向性になるかと思っております。

○委員長（木野田誠君）

それじゃ戻します。ほかにありませんか。

○委員（久木田大和君）

わかりにくかったので教えていただきたいんですけど。指定管理者の制度の部分と民間活用を制度として利用した場合に、指定管理者の場合は管理料という形で市のほうから費用を払って委託をしている形になるかと思うんですけど。この民間で利活用する場合になった場合の市が負担する費用的な位置付けであったりとか、あと、どのような形で今後費用等が発生する、もしくは発生せずに民間がそのまま運用していく形になるであったりとか、その流れのところがもしわかればお示しいただければと思います。

○林務水産課長（市来秀一君）

民間提案制度の中で民間事業者の方には、収益事業として事業を行っていただくと。当然条例の使用料とは別に独自に利用料金を設定した上で、利用料によって事業展開していただくというふうに方向性は考えているところです。ただ、市としましても公共の森林公園でありますので、その公園の中で市が行っていききたい、そういった森林環境教育だったり、そういった事業については、当然市の負担でやっていかないといけない部分もあるかと想定しているところです。

○副委員長（鈴木てるみ君）

民間のアイデアを活用していくっていうのはすごくいいアイデアだと思うんですけども、募集の仕方はどういう募集の仕方をしたのか。それと、何社ぐらい応募があったのかをお示してください。

○林務水産課長（市来秀一君）

募集につきましては、全庁的に8月からホームページだったり、市報のほうで募集を開始しております。10月いっぱいまでの締切りの中で提案があったんですが、すいませんちょっと件数についてもですね競争を伴う部分がありますので、ちょっとあの財産管理課のほうからは控えてくださいということでございました。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、審査6から審査9までの以上4件について執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時41分」

「再開 午前 9時44分」

△ 議案第132号 霧島市都市公園条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に審査10、議案第132号について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第132号 霧島市都市公園条例の一部改正について、概要をご説明いたします。都市公園である城山公園外5施設について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うとともに、都市公園に存する工作物等を都市公園法に基づき除去するための手続きを定めること等から、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細については、担当課長が説明いたします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

議案第132号 霧島市都市公園条例の一部改正について、ご説明いたします。今回提案しております議案第132号 霧島市都市公園条例の一部を改正する条例で使用料を改定する施設は、スポーツ・文化振興課所管、建設施設管理課所管を合わせて6施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は20項目です。この施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、民間での提供が難しく、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第2分類（受益者負担50%）の項目数は20項目で、第1分類、第3分類、第4分類はありません。建設施設管理課所管については、対象施設が城山公園で、対象となる項目は1項目です。新旧対照表の56ページから57ページをご覧ください。丸岡公園の開園時間について、現在の午前9時から午後4時30分を、夏季は午前9時から午後6時まで、冬季は午後5時までにそれぞれ延長しようとするものです。また、都市公園に存する工作物等の除去を可能にするため、都市公園法に基づき除却するための手続に関する条文、第13条の2から第13条の4を追加しようとするものです。次に、新旧対照表の58ページをご覧ください。条例第3条第1項第1号に掲げる行為に関する都市公園使用料について、「1日1人につき230円」を「1平方メートル1日につき100円」に改定し、また、(ア)城山公園の研修センター会議室の使用料「160円」を「140円」に改定しようとするものです。

○スポーツ・文化振興課長（久木田 勇君）

続きまして、スポーツ・文化振興課所管について、ご説明いたします。使用料を改定しようとする対象施設は、国分運動公園、国分海浜公園、国分海浜公園体育館、北公園、まきのほら運動公園の5施設で、対象となる項目は19項目です。新旧対照表の58ページから62ページをご覧ください。

(イ) 国分運動公園は、陸上競技場、国分球場、投球練習場、庭球場、多目的広場及び多目的屋内

運動場の使用料を、(エ) 国分海浜公園は、庭球場、第1グラウンド、第2グラウンドの使用料を、(オ) 国分海浜公園体育館の使用料を、(カ) 北公園は、多目的広場と庭球場の使用料を、(ク) まきのはら運動公園は、多目的屋内運動場の使用料をそれぞれ改定しようとするものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（木野田誠君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳田修和君）

丸岡公園の開園時間についてですが、今回この時間帯を変更するにあたり、今現在の利用の時間体別の利用状況等も確認、調査した結果こういう形をとられたのかその確認を。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

現在の丸岡公園なんですけれど、霧島市の都市公園には二つの総合公園がありまして、同じような公園なんですけど、それぞれの開園時間が違っておりましたので非常に利用者にはわかりにくい状態でありました。今回丸岡公園の開園時間を、もう一つの総合公園であります城山公園と同様に合わせるによりまして利用者の利便性を向上させようとするものです。

○委員（徳田修和君）

都市公園法に基づき除去するための手続に関する条文こちらを追加したということで、今回プール、グラウンドナイター施設、あとグラウンドゴルフ場ですかね、それが条例の中から消えるわけなんですけど。ここら辺の経緯と判断に至った理由、今後の利用も求めてくるような一般質問等もこれまでであったとは思いますが、どのような調査をされてこのような判断に至ったのかの経緯を御説明ください。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

ただいまの御質問のうちで、まず、プール、それからグラウンド等の廃止につきましては現状としまして使用されていないというのがございまして。グラウンドにつきましては一部駐車場として整備が済んでおりまして、野球とかソフトボールのグラウンドとしてはもう今使用出来ない状況でございましたので。多目的広場という位置づけで皆さんで遊んでいただけるようにということで今整備のほうを行っております。そういう関係でなくなったということになります。

○委員（徳田修和君）

グラウンドに関しては一部もう駐車場として整備が済んでいたということで。ということはまだ条例上撤去等が出来ない状態で利用変更をかけたか、用途の変更がかかっているのかなと思うんですけど。それは問題なかったのか。その作業については。その確認を。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

すいません。今の御質問につきましては、私どものほうで把握していないことがございますので、確認してからまた御報告させていただいてよろしいでしょうか。

○委員（植山太介君）

はい、今の関連で御質問させていただきます。丸岡公園の開園時間の延長ですけれども、延長することによってランニングコストがか増えたりとか、あるいはスタッフに対する仕事量がふえたり等が考えられると思うのですけれども、そこら辺も協議された上での先ほどの御答弁と理解してもよろしいでしょうか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

はい、今おっしゃいましたように、ちょっと時間が増えたりとかしますとやはり、なりますけど、そのところは指定管理者の方と協議を行いまして向こうの方の要望もありましてこの形になりました。

○委員（徳田修和君）

都市公園使用料としてこれまで1日1人あたり230円というものが、㎡あたりでの改定をされたということで、これまで3年に1回の見直しの中ずっと続けてきたと思うんですけど。今回この平米数に、これ総務課からの説明にあったものに統一されたんだと思いますけど、今回この1人あたりを平米数にこのタイミングで変更したというのはどのような理由があつてのことですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

近年ですれ他の市町村でも地域の要望を踏まえて1日1人あたりの使用料から、面積あたり1日あたりの使用料へと変わってきています。それで、今回本市においても都市公園の露店とか、あと最近キッチンカーとか出店も増えてますので、一人一人とよりやはり、面積でするのが他の市町村の調査でもなりましたので今回面積のほうに変えさせていただきました。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、審査10について執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時55分」

「再開 午前 9時57分」

△ 議案第153号 指定管理者の指定について（市営住宅等）

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に審査11、議案第153号について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第153号 指定管理者の指定について、概要をご説明いたします。本案は、霧島市営住宅等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団

体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。本年7月1日から7月21日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった1団体について、霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し、その報告内容を総合的に判断し、指定管理候補者に選定した(株)東急コミュニティーに、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の管理を行わせようとするものです。詳細については、建築住宅課長が説明いたします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

議案第153号 指定管理者の指定について、ご説明いたします。現在、(株)東急コミュニティーを指定管理者としている霧島市営住宅等について、令和5年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、(株)東急コミュニティーの1団体から応募がありました。本年8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査し、(株)東急コミュニティーが指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき、本年9月に指定管理候補者として選定した(株)東急コミュニティーに、令和5年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料1「霧島市営住宅等指定管理者募集要項」に沿って、募集条件等について、説明いたします。5ページの「4 指定管理者が行う業務等」をご覧ください。指定管理者が行う業務として、(1)市営住宅等の環境整備及び維持修繕に関する業務①一般修繕（空家修繕を含む）②環境整備（2）その他、市営住宅等に関して市長が必要と認める業務①団地内の定期的巡視②退去に伴う住宅の退去検査③入居者等の要請による現地調査などとしています。次に、同じく5ページの「6 管理に要する経費」をご覧ください。施設の管理に要する経費は、市から支払う委託料によって賄うこととしており、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第13号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費として支払います。次に、6ページの「8 参加資格」をご覧ください。参加資格については、「②令和4年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体」としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である市民サービスの向上と経費節減を重視し、参加資格を鹿児島県内の法人、その他の団体としているところです。次に、8ページの「14 選定方法」をご覧ください。指定管理候補者選定委員会において、各委員が「(2) 審査基準と配点」に沿って審査し、指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。「審査基準と配点」の主な項目は、「1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか」で30点、「2 事業計画の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」で20点、「3 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか」で30点、「4 その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項」で20点、合計100点となっています。また、選定委員会の審査後は、

指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において、指定管理候補者を決定することとしています。次に、資料2「令和4年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）」に沿って、選定委員会における審査経過等について説明いたします。まず、委員構成について、2ページをご覧ください。内部委員が、山口 副市長、内 副市長、橋口 総務部長、出口 企画部長、猿渡建設部長、外部委員が上脇田 環境保全協会準人支部長、瀬戸口 霧島市文化協会長、草本 重久団地1自治会長、迫田 中央住宅班長の計9人となっています。次に、3ページの「4 審議経過」について、説明いたします。今回の選定委員会は、3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、施設の訪問を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容の不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいかを否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に、同じく3ページの「5 審査方法」について、説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた「審査基準と配点」に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行いました。次に、審査に当たっては、資料5の「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目について、A～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」、又は配点の8割を得点とする評価「B」を付けます。標準である「C」より不十分である場合は、配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の市長報告書の6ページをご覧ください。評点結果として、(株)東急コミュニティーは、満点900点中、720点であり、主な選定意見は、訪問、電話等の見守り活動を行う「ふれあいサポート」の実施や看護師等の有資格者が応答する「健康相談ダイヤル」を常設し、入居者の高齢化等に対応した自主事業を実施している点、業務実施に必要なマニュアルや危機管理に対応するマニュアルを整備し、施設の適切な管理運営に努めている点、24時間対応可能なカスタマーセンターを設置し、入居者の相談に早急に対応している点などが評価されました。以上で、市営住宅等の指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（木野田誠君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（久木田大和君）

各項目の評価の中で、やや不十分な内容である、もしくは不十分な内容であるという判断がなされた項目というのはあったのでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

D、E、Fというのは今回の評点ではありません。

○委員（前田幸一君）

外部委員の方々によって施設の訪問というようなことがあったというふうに記載されておりますが。この外部委員のメンバーを先ほど紹介があったんですが、こういう方々において具体的にどの団地というか、そこら辺を、訪問されたのか。下場の方の都市部の中なのか、それとも中山間地域なのかですね。そこ辺はちょっとわからないですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

すいません後ほど回答いたします。

○委員（徳田修和君）

基準価格についてちょっと確認をさせていただきたいんですけども、経費削減であったりその中で最大限サービスが向上することを目的として、指定管理されているということで私も理解、認識しておりますけども。基準価格に対してはどの程度、今回議論がされてこの設定がされているのかというところを確認したいと思っております。その1点が燃料費で67万4,258円ですかね。今、大体、リッター163円、4円であると思うんですけども。そうやって計算をした場合に大体月300km程度ぐらいしか走れないのかなってというような思いがするんです。そうしたときに定期的な巡回による、巡回をされたりとかですね、24時間の対応をしながら現場に駆けつけるというような、評価をされているところなんかを含めても、全然対応しうる金額ではないというふうに感じているんですけども。一般質問等でもいろいろと指摘をさせていただいているとおりはり管理に対する、管理の不行き届きといいますか、住民の方々からの苦情等を受けても各議員が一般質問をしている中、やはりちょっと、経費削減はわかりますけども、何かしら管理費というところを上げていく議論をしたほうがよかったのではないかなというふうに感じるんですけども。その辺はどのように検討されたんでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

燃料費につきましては、相手方から年度報告がありますのでその金額を見て、それとうちの判断も入れて算出している額であります。24時間対応であったりするところではあるんですが、燃料費が少ないとかっていうところに関しましては、この管理費の中で、どう割り振っていくかということもありますので、その中で対応していただけてるのかなとは思っております。管理が届いていないとかっていう点に関しましては、その燃料費がどうのこうので行けないということがないように、その辺はこの管理費の中でやりくりをしていただけたらなと思っておりますが、特別管理費の中で足りないというような話は聞いていないところです。

○委員（徳田修和君）

選定意見の中で評価された部分というところ、先ほど少し触れましたけど24時間対応であったり、訪問電話等の見守り活動、ふれあいサポート、あと看護師資格の方の健康相談ダイヤル、これは今

回始まったことではないと思うんですけども、実績等がわかっているればお示しください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

ふれあいサポートについては申込みが6件ありまして、同意を得たところが4件というところがあります。その後退去があったりするのでちょっと数字は動いていたりしますし、あとから加入した方もいらっしゃるのかなとは思っておりますが。全体としてやはりコロナ禍があったりしたので少し少ないのかなという感じはしております。健康ダイヤルについては60件を超える件数が現在まででありました。

○委員（徳田修和君）

所管外になっていくと思いますので内容までは求めませんが、健康相談であったりとかいうのは、保健福祉部と連携を図っていただいている事業なんですか。せっかくですねサービス向上で、建設だからそこは所管外だよってなってもですね。そういったサービスをしているのであれば、取りあえず保健福祉部との連携、特に民生委員等もなかなか対応がとりにくくなってきている状況という中でこれだけ相談実績があるのであれば、必ずそれは保健福祉部との連携があつてしかるべきだと思うんですけども対応はどのようにされている。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

健康ダイヤルについて、保健福祉部との連携は、現在行っていないところです。我々もちょっとすいませんそういう、考えを持っていなかったもんですから、今委員から御指摘のあったような点につきましては、保健福祉部と協議していきたいと考えております。

○委員（池田綱雄君）

関連ですが、そういう、ふれあいサポートですか、こういうのが実施されておると。それで電話がきたときにその後の対応というか、例えば病院に電話してくれるとか、その辺はどのような対応をしてやるとかお尋ねいたします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

ふれあいサポートについては電話相談で月1回、または、訪問をどうするかというのは相手方と聞いて、ちょっとコロナ禍だったので電話で済ませたり、相手方が訪問希望をすれば、訪問をしたりというようなところもあります。ちょっと内容について、そういう病院等のほうに電話をしたりとか、そういうところまではちょっと確認していないんですが。そこまでは今のところやっていると考えております。

○委員（池田綱雄君）

非常に大事なことだと思いますが、今後、入居者も年々高齢化していくと思います。また1人の方もたくさんいらっしゃると思います。この辺が一番大事なことかなということで、こういうことをやっているということは大変評価をするところです。

○委員（植山太介君）

確認をさせていただきたいんですけども、先ほどの資料説明でもありましたけども、指定管理者

が行う業務に一般修繕、環境整備と記載されていて資料1の14ページ、管理費としてハウスクリーニングや草払い等と書いてあるんですが、管理を行う施設16から19ページに書いてあるここの管理については、この金額で委託先がしっかり行うよという認識でいいんですかね。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

委託費の中に入っているのは清掃業務委託であったり、その草刈りであったり、受水槽の清掃業務委託だったりというのがあります。その中で受水槽とか定期的に行わないといけないものは必ずしないとけないので必ず行っていきます。そのほかについては住宅の入退居のハウスクリーニングだったりするところは、入居のたびに必ず行わないといけないものですので、それも確実にやっているところです。あと草刈りとかそういう剪定とかということに関しましては、予算の範囲内でできるところ出来ないところもあったりしますので、要望を受けたときに本年度は出来ませんというところもあったりするんですが、その辺の回答もちょっと今回出来ていなかったりしたもんですから、そういうところは今年出来ないんだったらどうするのか回答するような指導が行ったところであります。

○委員（下深迫孝二君）

今業者を見ますと東京都世田谷区ということですよ。東京の世田谷区に本社があってこの霧島市には支店か何か置いていらっしゃるわけですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

霧島市には今現在指定管理者を行っている事務所がありまして、それは指定管理するためにある事務所です。鹿児島市のほうに営業所があります。あとは全体として、いろんなところに、西日本や福岡とかそういうところに支店があります。

○委員（下深迫孝二君）

東京の業者を使わなくても、例えば鹿児島市内の霧島市内の業者を使いなさいとは言わないけれども、せめて鹿児島あたりの業者であればもっと身近にいろんなことができるのかなというふうに思うんですが。先ほど草刈りの問題も出ました。そういうふうを書いてあってやってないということですが、自治会にお願いしてますということだったのですが、それはちょっと管理がずさん過ぎるんじゃないかなと言わざるを得ないですよ。こういうものにきちっとうたってあるわけですよ。そしてそういう中で指定管理料が足りなかったから今年が出来ませんよと。住宅課のほうからは自治会にお願いをしています。自治会はお金をもらってないわけだから。そしてこの間も言いましたように、入居者がどんどん減ってくればとてもじゃないけどその管理も出来ないということであのような見苦しい状況が続いている。空きが多いというのは、これはもうどんどん少子化になってきたり、いろんな面で入居者が減っています。作り過ぎたということもおっしゃってましたけども。そこら辺をもう少し指定管理者ともしっかり決めないと。お金が足りませんから出来ませんといっとなげざつとやらなくていいわけですよ。そこら辺をどのように考えていらっしゃるんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

すいません私の説明が足りなかったところであるんですが、基本的に団地内の草刈りというところは自治会に以前からお願いしてまして、我々が直接管理するときからお願いしているところです。自治会で草刈りが出来ないところ、危険なところだったり、やりにくいところとか、樹木の高木、背の高い木につきましては市で行いますよと。最初からそのすみ分けは、我々が管理しているときと指定管理者になったときでも変わっていないところです。その中で、自治会、危険なところの草刈りや、その高木の選定というところで、木も大きくなっていきますと剪定にちょっと費用がかかったりしますので、計画的にやっていきたいというところです。

○委員（下深迫孝二君）

それは住宅課にはわかっているけど、我々はこういう契約をされる中では、どこにもうたっていないですよ。それをいうならばうまく逃げるためにそういうふうにされてるのかなと思わざるを得ないです。これにはきちっと草払いをしますということも業務委託の中でうたってあるわけですよ。我々はそれを見てこういうことを指定管理者でやってくれるんだなと、ただお金が残ったときはしますよというのは、余りにも曖昧過ぎるんじゃないですか。やはり契約書を作るときはもしっかりそこら辺もうたって、議会でもきちっと目を通したら分かるようなふうでないと。お金がなかったから今年はしませんでしたよ。指定管理者が草払いした経緯があるんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

指定管理者が樹木の剪定のほかにも草払いをした経緯はあります。記録として残してあります。

○委員（下深迫孝二君）

どこの団地をしてあるんですか。そして書いてある以上はどこの団地をしたと書いていないとおかしいわけよな。一方だけはする、今のおっしゃったように危険箇所をやるとおっしゃったけど、市営住宅を造ってあるところは危険箇所ってあんまりないわけですよ。よっぽど崖の上に建っているわけじゃないわけですがね。だからもう少しそこらをきちっと書いてですよ。例えば高所木等については市の住宅課でやりますよとか、そういうのも全く書いてないわけ。一般質問のときはそういう答弁をされてるけど。我々としては何を参考にしてやればいいのかないかなというものはあるんでね。やはりそこはもう少しきちっと書き込みをされるべきじゃないのかなというふうに思いますけどどうですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

我々はわかっているけどきちっとすみ分けはしてたんですけど、わかっていることが確かに委員がおっしゃられるとおりに皆さんにはきちっと示されていない状況ですのでその点については、ちょっと協議してしっかりとしていきたいと考えてます。

○委員（下深迫孝二君）

はい、先ほど農政課の方も見えましたけど。議会の議決を得たらということをおっしゃってるわけ。議会が議決したからあなたたちも指定管理をお願いしたんですよっておっしゃるわけやな。だけど我々はそういう中身がわからないで、こうして、書いてないわけだから、してるわけですか

らもう少ししっかりと説明もされるべきだし、そしてまた、契約書にももう少しきちっとうたっていただきたいということを要望しておきます。

○委員（池田綱雄君）

関連なんです。今も昔も退去されてそのあとの清掃というか、それはどのような時期で。昔はすぐされたような気がするんだけど、今もやっぱりすぐ清掃しているんですか部屋の中の。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

部屋の中の清掃につきましては、昔は退去したら改修とか修繕をすぐして清掃してすぐ入居というところではあったんですけども。前々からちょっと私たちのほうから発言させていただいてるとおりなんです。空き家が多くて、出ていってすぐ修繕して、クリーニングをしてもちょっと間があくもんですから、カビが生えたりちょっと日焼けしたりするもんですから。修繕もなんですがクリーニングも入居前に、入るといのが決まってからクリーニングを行っている状況です。

○委員（池田綱雄君）

一般の住宅もですけど、入る人が決まってから清掃というのは見にくられた人が、いやこれはまだまだだということが入らんですよね。だから私は市営住宅もそこ辺があって、今のこの空き家が多いということにも若干つながっているのかなと。住宅を見に行ってもまだそのままと。まだしばらくかかるということでも別なところに入居とか。そのようなことにもつながるのかなというふうに思うんですが。この指定管理にされてから、運も悪いんでしょうけど、空き家がどこも多いですよ市営住宅の。だから悪循環になっていくこと思うんですが。指定管理になったために空き家が増えたというふうには考えられませんか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

できるだけ入居者が入りたいということがあったときに、入りたいというときは入居資格があるかないかをまず検討しまして、検討というか照らし合わせまして、入居資格があるというときには希望の箇所の鍵を貸して団地を見ていただいております。その際にはまだ修繕は終わっていないんですけども、きちっと修繕をしてクリーニングをして、入居できるようにしますよという話はしてあります。それからもう1点の指定管理になったから入居率が低くなったかというふうには我々はちょっと捉えていないところです。過去の入居率のほうからいきますと、ちょっと10年ぐらいずっと減っている状態ではあるんですが、ここ3年、2年半ですね、2年半指定管理者にしたから極端に減りましたよということはないです。

○委員（池田綱雄君）

そうは考えないというふうなことでしたけど。やっぱり企業はもうけないといけないわけで。市はすぐクリーニングをして、1年置こうが利益には関係ないからいいんですが、企業はもうけないといけないから入る寸前にクリーニングしようというふうなふうに考えると思いますよ。私はそこが悪循環になっているような気がするんだけど。最近どこの団地も、私の近くの大野原団地なんか前は待ちだったですよ。それがもう今半分ぐらい、100件ぐらい空いてるわけですよ。だからそ

うなればどこに原因があるか、もう1回十分検討されたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

昔は本当に、待ちがずっとありまして、うちも抽せん方式という方式で、修繕をして入居できる状態にして10件とか20件とかっていうのを募集しまして入っていただいていたところですが。だんだん入居者が少なくなっていく、募集をしても入りたいという人がいらっしゃらなくて、下深迫委員のほうからも随時募集にしてもいいんじゃないかという提案もあったときに、我々もそのときによくよく検討するとやはりこう応募がないということはやはり、随時募集にして入りたいところに入れたほうがいいのかなという検討をしまして随時募集になりました。随時募集になると入居者がどこを希望するかというのが入居者それぞれで、働く場所だったり小学校だったりというところがあったり、店が近かったりとかしますんで、なかなかあらかじめ清掃してっていうところが出来ないところです。指定管理者になったからこの制度になったわけではなくて、我々が管理するときからも入居する直前に清掃しましょうというのはやっていたことですので。指定管理者になったからというわけではないです。ただ今、御意見がありましたように入居率が低い状況でありますので、そこは何かいろんな手を使って、入居を促進するようには考えていかないといけないと思ってます。

○委員（池田綱雄君）

昔は入居出来ないと、何とかできないかというお願いをたくさんされて住宅課にも行きました。そしてまた、昔は抽選だったですよ。入り手が多くて、5回抽選を受けたけど当たらんと。1回で当たる人もおる。不公平じゃないかとかそんなのもいろいろ聞くもんでした。またそういう時代になるようにですね。私は指定管理になったから影響がありそうな気もするわけです。だからそこ辺も十分検討していただきたい。

○建設部長（猿渡千弘君）

私も建設部長になりまして、住宅の状況などを確認しながら、今議員が言われたようにもっとうまく入る方法はないのかと、早くクリーニング出して、早くは入れる状態がいいんじゃないかなということでしたんですが今言ったように、空き家が多くてクリーニングしても申込みがないと、抽選自体もないということなんですけど。今、新しい住宅はですねやはり空きがあったときには、やはり希望者が多いもんですからそこは抽選を行いながらなんですけども。ほかの住宅については今言ったようになかなかクリーニングして準備してもなかなか抽選というか申込みがないという状況で。下深迫委員をもっと広くするために随時募集がいいんじゃないかという意見も聞きまして、並行してやっているところです。やはり、今言ったように住宅の場所とか階数ですね、1階とか2階、そういう条件があるとなかなかこちらから先にクリーニングするという非常に難しいんですけども、また、そういうのもあるので、ある程度1階が空くとか、どこの団地とか、ある程度ちょっとこう絞ってクリーニングすることによってそこに誘導するとかですね、そういうのもちょっと検討しな

がら少しでも住宅に入ってもらえるような検討は引き続き必要かなというふうには考えているところ
でございます。

○委員（植山太介君）

入居者というのは、ふだんの窓口っていうのは直接指定管理者なのか、それとも1回市を通して
から市が指定管理者と話をするのかその仕組みだけ教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今までもですが今回もなんですけれども、入居の手続とかですね、どこどこ団地に入りたいとか、
家賃は幾らですかとかそういうのは全部市のほうでやっています。総合支所であれば、総合支所の
ほうで受け付けをして、こういう人が入居決まりましたということで指定管理者のほうで住んでい
る住宅の管理とか、そういうものを指定管理者に出しているのであって、入居手続に関しては今回
は、今までもなんですが今回も出してなくて、将来的にはそういう入居手続も指定管理者に出した
いなと思っていますけれども現在のところ入居に関する手続は指定管理者のほうには出していない
ところです。

○委員（植山太介君）

入居されてからの修繕とかそういう依頼っていうのも入居者は市に連絡をして市のほうから委託
業者へという形なんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

基本的には指定管理者のほうに連絡していただいています。ただうちにきたからと聞きませんよ
というわけではなくて、基本的には指定管理者にさせていただく。今もなんですけど入居した後は指
定管理者のほうに。

○副委員長（鈴木てるみ君）

ここで委員長交代します。

○委員長（木野田誠君）

この前の一般質問から団地の中の草払いの話が出てるわけですね。今日も出てるわけですけども。
この指定管理者が行う業務等というところに1の2に環境整備というのもちろんとうたってあるわ
けですけど、この環境整備については、例えば、指定管理料を値上げしての環境整備なのかどう
かっていうこととですね、もう、この草払いの話はですね恐らく将来的にもずっと続いていく問題
だと思うんですよね。昔の市のほうで直接管理してられた頃も自治会にお願いするというようなこ
とであったと思うんです。こういう指定管理者も入ってそれで、入居者も若い方になってなかなか
自分の家の周りを清掃するっていうのは、人がなかなか出てこないと思うんですよね。そういうい
ろんな問題を考えた場合、この際ですねこのせっかく指定管理はもうあるわけですから、草払いの
指定管理料もちゃんと見積もって市が負担するなり、あるいは市と入居者が一部分を負担するよう
な制度を考えてですよ。もう指定管理全て任すというような形で、はっきりと区切りをつけられた
ほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが部長どうですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

確かにそこが徹底できれば環境も完全な良好な状態を保てますし、入居者が入る可能性も非常に高いとは思いますが、やはり、管理戸数の非常に多い団地の中で草刈りも年間何回かされるとは思うんですけども、その費用というのがかなりの金額になってきますので、そこを今の使用料でどう賄うかというところもあると思いますので、全部できるのかってというのは実際困難な状況なんですけど、今後大きな課題なのでここはいろいろ協議しながら検討していきたいというふうには考えております。

○委員長（木野田誠君）

大きい団地も小さい団地もいろいろあって、自治会が結成されてない団地もあるわけですから、1回ですねやはり試算をしていただいてですね、検討されるべきだと私は思います。よろしく願いします。

○委員長（木野田誠君）

委員長戻します。

○委員（下深迫孝二君）

今もう、要するに30年40年過ぎた団地が多いということで、大野原なんかもまさしくそうですよね。そうしたときですよ、やっぱり入居を促すためには、例えば水回り、まず台所、トイレ、そしてお風呂場、ここをやっばきれいにしてですよ。今市営住宅は中がきれいに水回りもしてもらってるよということでですね、そうすれば入居者も結構出てくるんじゃないかというふうに思います。何故かといえば安いわけでしょ市営住宅。だから水回りをきれいにしても元は取れないでしょうけども、やはり市民に使ってもらうための市営住宅ですからやはりそこらんとこですね。とにかくトイレも昔の便器で、水がたまってるとか、黒いわっかが回ってたりですね。あるいは流しも、昔の汚い流しのコンパネを張りつけてやってあったりとかいろいろします。そこらもやっば検討していただいて、市報に今はこういうふうきれいなってますよというのを載っけるだけでもですね入居者もそこそこ出てくるんじゃないかと。街中で空いているということ自体が現実的におかしいわけですから。ぜひそういう努力もですね、お金はかかるでしょうけどしていただきたいということを要望しておきます。

○委員（池田綱雄君）

先ほど部長のほうで、草刈りとかそういうのを見直しをっていうような話でしたが。私はこれはですね先日の下深迫議員の一般質問で感じたことは、大野原団地だってもう半分ぐらい減ってる、百何軒減ってるわけですよ。だからその自治会に頼んだのがいつごろだったのか。まだたくさん入っている時期に頼んだんじゃないかなあと。団地が半分以下になれば、人間がいなくなるわけですね。そこ辺も十分考えて検討していただきたい。要望しておきます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

先ほど指定管理者の視察行ったらどこかということですけども、隼人地区の新川団地、住吉団

地の2か所を視察していただいております。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時45分」

「再開 午前10時46分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの質問に対しまして回答を持ってきていただいております。よろしく申し上げます。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

先ほど徳田委員のほうからの御質問でございましたグラウンドの駐車場整備についての説明をさせていただきます。当時、土日に駐車場が不足している状況で地形的にも高低差が非常にありましてレストランのほうから行くにしても、なかなか距離があるということで遊具やゴーカートの近くに駐車場の整備の要望が利用者からあったと。それから当時グラウンドのほうの利用というのが、少年団の練習などの利用というのが少しあるだけで、あまり利用自体がなかったということで、当時グラウンドの一部を駐車場として整備するというので計画しまして整備したようでございます。当時、手続のほうは特に必要はなかったということで確認をとっております。グラウンドとしての機能はなくさないということで、グラウンドとしての機能は残るということで特に手続は必要なかったようです。

○委員（徳田修和君）

確認です。一部が駐車場になったけどグラウンドとしての機能は一部残ってるから問題はなかったということでいいんですね。それだから整備することとして条例上の問題はなかったよということで認識してよろしいですか。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

そのとおりでございます。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、審査11について執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時48分」

「再開 午前11時 1分」

- △ 議案第113号 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第114号 霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第115号 霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第120号 霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第127号 霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例の一部改正について
- △ 議案第128号 霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第129号 霧島市宮関平温泉・霧島市宮関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第131号 霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第133号 霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第143号 霧島市塩浸温泉龍馬公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に審査12、議案第113号から審査21、議案第143号まで、以上10件を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（谷口隆幸君）

商工観光部所管施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、議案第113号から議案第115号、議案第120号、議案第127号から議案第129号、議案第131号、議案第133号、議案第143号までの10件の条例改正について、提案しようとするものです。使用料につきましては、厳しい財政状況の中で、自主財源を安定的に確保するとともに、負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図る必要があることから、平成21年度に定めた「使用料設定に関する基本的考え方」及び「霧島市経営健全化計画」に基づき、原則として3年に1度見直しを行うこととしています。今回は、それに基づく5回目の見直しとなるもので、施設及びサービスのコスト計算を行うとともに、市内外における類似施設等の料金との比較、施設の採算性と市民福祉のバランスを総合的に勘案した上で、改定すべきと判断したものについて額の改定を行い、所要の改正を行おうとするものです。なお、議案第114号の丸岡会館については夜間等における利用者数を踏まえた開館時間の変更を、議案第127号の国分キャンプ海水浴場及び議案第131号の霧島高原国民休養地については、あらたに整備又は供用を開始する施設の使用料を設定すること等から、あわせて所要の改正を行おうとするものです。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

商工観光施設課所管施設の条例の一部改正に係る議案第113号から第115号、議案第120号、議案第127号から第129号、議案第131号、議案第133号、議案第143号について、一括してご説明

いたします。「令和4年第4回霧島市議会定例会議案」は54～57ページ、65ページ、73～77ページ、80～82ページ、88ページ、104ページになります。議案第113号から「令和4年第4回霧島市議会定例会 一部改正条例新旧対照表」で順次説明します。新旧対照表の40ページの下段をご覧ください。今回提案しております議案第113号 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は1項目です。この施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、民間での提供が難しく、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第2分類（受益者負担50%）の項目は1項目です。次に、民間でも同種・類似のものが提供され、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第3分類（受益者負担70%）及び第1分類、第4分類はありません。なお、議案第113号は、西郷公園の和室の使用料を改定しようとするものです。次に、新旧対照表の41ページの上段をご覧ください。議案第114号 霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は2項目です。この施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、第2分類（受益者負担50%）の項目は2項目です。第1分類、第3分類、第4分類はありません。なお、議案第114号は、丸岡会館レストランの夜間等における利用者数を踏まえた開館時間の変更及び集会室等の使用料を改定しようとするものです。次に、同じく新旧対照表の41ページの下段をご覧ください。議案第115号 霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は6項目です。この施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、第2分類（受益者負担50%）の項目は6項目です。第1分類、第3分類、第4分類はありません。なお、議案第115号は、働く女性の家の使用料の納付時期及び会議室等の使用料を改定しようとするものです。次に、新旧対照表の44ページの下段をご覧ください。議案第120号 霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は3項目です。この施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、第2分類（受益者負担50%）の項目は2項目です。第3分類（受益者負担70%）の項目数は1項目です。第1分類、第4分類はありません。なお、議案第120号は、浜之市ふれあいセンターの使用料の納付時期及び研修室等の使用料を改定しようとするものです。次に、議案第127号 霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例の一部を改正する条例については、施設の運用体制の変更や新たな施設整備もあることから、個別に見直しを行っています。新旧対照表の48ページをご覧ください。国分キャンプ海水浴場につきましては、これまで7月から8月までの利用としていたバンガローを通年利用に変更することに伴い、使用期間を削除し、49ページの別表第2において、バンガローの料金体系の見直しを行うとともにテント持込料については、類似施設である霧島高原国民休養地の料金と統一しようとするもの

です。また、同じく別表第2において、現在、改修を進めているトイレ・シャワー棟の温水シャワー及びコインロッカーについて、新たに使用料を設定しようとするものです。次に、新旧対照表の49ページの下段をご覧ください。議案第128号 霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は3項目です。この施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、第2分類（受益者負担50%）の項目は3項目です。第1分類、第3分類、第4分類はありません。なお、議案第128号は、霧島市観光案内所の会議室等の使用料を改定しようとするものです。次に、新旧対照表の50ページをご覧ください。議案第129号 霧島市宮関平温泉・霧島市宮関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は2項目です。この施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、第3分類（受益者負担70%）の項目数は2項目です。第1分類、第2分類、第4分類はありません。なお、議案第129号は、霧島市宮関平温泉の使用料の改定及び貸切風呂の使用料について、類似施設と同様に入浴料と部屋代を合算した料金体系に改定しようとするものです。次に、新旧対照表の52ページをご覧ください。議案第131号 霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は3項目です。この施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、第2分類（受益者負担50%）の項目は1項目です。第3分類（受益者負担70%）の項目数は2項目です。第1分類、第4分類はありません。新旧対照表の52ページにおいて、条例第2条の名称及び区域については、「(大字) 牧園町高千穂 (字) 出口 3311 番 5 内」の地番がすでに本市の所有ではないことから、同地番を削除しようとするものです。次に、新旧対照表の53ページをご覧ください。まず、オートキャンプ場の駐車料金区分の乗用車等について、普通車及び軽自動車に区分を変更し、54ページの下段から55ページにかけて、テニスコートの使用料の改定、入浴施設の使用料の改定及び回数券の枚数については、近隣にある霧島市宮関平温泉と統一しようとするものです。なお、各キャンプ用具につきましては、利用実績も少ないことから、今回の見直しにおいて整理を行い削除しています。また、同じく55ページの「6 音楽練習場兼合宿所使用料」において、これまで建築住宅課が管理していました旧省エネモデル住宅をコテージとして利用することに伴い、種別Dとして、新たに使用料を設定しようとするものです。次に、新旧対照表の62ページをご覧ください。議案第133号 霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は3項目です。この施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、第2分類（受益者負担50%）の項目は3項目です。第1分類、第3分類、第4分類はありません。なお、議案第133号は、神話の里公園の映像室等の使用料を改定しようとするものです。次に、新旧対照表の71ページの下段をご覧ください。議案第143

号 霧島市塩浸温泉龍馬公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は2項目です。この施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、第2分類（受益者負担50%）の項目は1項目です。第3分類（受益者負担70%）の項目数も1項目です。第1分類、第4分類はありません。なお、議案第143号は、塩浸温泉龍馬公園の温泉施設の使用料を改定しようとするものです。以上で、説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑の際は、議案番号や説明が分かるようにお願いします。質疑ありませんか。

○委員（久木田大和君）

議案第114号の丸岡会館の夜間の利用者が少ないことにより時間が、レストランが、午後6時までに変更なされたかと思うんですけど、ニーズが減ったから時間を短くしたのかなというところなんですけれども、昔はあそこで夜、懇親会をした記憶もあったかなと思うんですが、コロナ禍の影響で懇親会等が、飲食のお酒をとまったりとかっていうもののために減った状況なのか。それとも、もともと少ないような状況だったのかそのところがわかればお示してください。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

はい、丸岡会館では宴会とかそういうのはやっておりますけども。コロナ前からもう利用者がいない状況でございます。今、会議室を使つてのPTAとかあっても皆さんが食べ物を持ってくるとかそういう利用もあるみたいで、食堂、レストランからの調達というのはいない状況でございます。

○委員（徳田修和君）

議案第120号浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例ないの第6条2項のところ、使用料の納期期日というかそのところが詳しく改正されたのかなと思うんですけども、見たからにもともと前納しなければならないが、使用する日までに納付しなければならない、同じ意味だと思っておりますけども、ほとんどですね、こういうふうな条例の改正をした背景というものがあればお示してください。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

これまで前納という形でありましたけれども、現在公共施設の予約システムのほうの導入も進めておるところです。そういった中でですね、前納となったときに還付といった問題もあろうかと思いますが、使用者の負担軽減、利便性向上という目的もございます。これにつきましてはそれぞれ条例で違いがございましたので、基本的に全庁的に使用するときまでの納付という形で統一しようとするものでございます。

○委員（植山太介君）

議案第127号についてお尋ねをいたします。大幅に変わるのかなと思っております、今の段階でも冬にキャンプをする方がいられて、そこら辺の徴収があやふやになってたりとか、使用期間を広

げたりっていう流れだと思っんですけども、新しく改正されると365日、基本的にこの施設を利用することができるのか、あとその徴収の方法とかどういった運営をされていくのかがちょっとこの表だけじゃわからないのでちょっと詳しく説明をしていただけたらと思います。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

はい、今回大きくはバンガローを通年利用という形に変更いたします。これについてはこれまでも春休みとか、ゴールデンウィークとか、秋の行楽シーズンであったり、年末年始についても宿泊が出来るのかというようなことも問合せがあったと、指定管理者から聞いております。料金徴収体制等につきましては、まだ今現在指定管理者である施設管理公社と協議調整を進めているところでございますので、具体的な徴収方法等については今後、協議をしてみたいというふうに考えており、

○委員（徳田修和君）

関連ですが基本料プラス1人あたりの宿泊費という形で、かなり負担額が上がるのかなあというふうに考えるわけですけども、ここの施設のある意味魅力の一つが安いことだったと思うんですよ。それで利用者もいるというところもあったと思うんですけど。負担が上がるだけではなくて例えば午前9時チェックアウト、1時間延長するとか利用上これだけ利便性を図るのでこれだけ負担をしてくださいみたいな、何かしらこう上げるだけではなくてサービスの拡充じゃないですけど、その辺の検討とかなされなかったものなのをお伺いいたします。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

今回、料金の使用料の設定についてはですね、十分検討してまいりましたが、前後の改正前と比較をしたときに金額が上がっているようにみえるかもわかりませんが、例えば49ページの別表第2で申し上げますとこのバンガロー施設の基本料金1棟の1泊料金については、令和2年度にですね、バンガローにエアコンを設置をしておるんですが、これまでその電気代を加味していなかったということで、そういった電気代を込みにしたという計算になっております。例えば、区分でいうと1人あたりの追加料金1,570円というふうに記載をしておりますけれどもこれについても、これまで寝具料金、これを規則で定めておったものですから、当然市民から徴収する時には条例で入れないといけないわけですが。そういった料金を現行の230円これに加味をしたというところがございます、自主的な値上げではなくて、そういった料金を込みにしたりだとかそういった計算方法、また、テント持込み料については商工観光施設課が所管しておりますキャンプ場、霧島高原国民休養地、こういった料金と統一しようというような考え方に基づいて設定をいたしましたところがございます。

○委員（植山太介君）

今このことの確認をちょっととりたいんですけども。テント持込みですね、私は使用したことないんですけど知人から話を聞くと泊まるのに550円かかるんだというような私は説明を受けて、これを見る限りでいうと、泊まるというよりそこに休憩で立てた時点で550円はもう事態でかかっていると。

今回はそこをしっかりと休憩の場合610円だと、泊まる場合は1,610円だという認識でよろしいのでしょうか。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

おっしゃるとおり、これまでそのテントベース、1か所の場所代という考え方で料金を徴収しておりましたけれども、その表もわかりやすく料金を設定をいたしておりますので、場所代という形ではなくて、最近の利用状況を見ますとテントはほとんどが持込みでの設置、利用状況になっておりますので、1泊は1,610円、休憩については610円という形でわかりやすい料金設定にいたしましたところでございます。

○委員（徳田修和君）

議案第143号塩浸温泉龍馬公園のところで確認なんですけど、今回温泉施設の利用料のほうが上がっているわけですが、資料館のほう何の変更がなかったなというふうに感じています。この1人につき1,050円以内で市長が定める額というものの1,050円の根拠は消費税だったと思われるんですけども違うんでしょうかね。もし消費税が根拠であれば1,100円とかにまたここも一緒に変えとけばよかったのではないかなというふうに感じたわけですけどもその辺は確認は出来ますか。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

はい、塩浸温泉龍馬公園の資料館につきましては、前回は消費税の増税分についてという形で見直しを行いましたけど、今回は据置きといたしておるんですけども、これについては実際1,050円以内で定める額としておりますが、実際指定管理者の運営といたしましては以前の薩摩龍馬会から現在、福地産業というところに指定管理者が変わっておりますけれども、同じ料金、例えば大人については、200円という料金を引き継いで運用を行っております。そういったこともあわせて料金について今回は、据置きという形をとらしていただいておりますのでございます。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、審査12から審査21までの以上10件について執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時30分」

「再開 午前11時32分」

△ 議案第135号 霧島市公共下水道条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に審査22、議案第135号について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（浮邊文弘君）

議案第 135 号 霧島市公共下水道条例の一部改正について ご説明申し上げます。本市の公共下水道事業は、国分隼人処理区が平成 7 年度、高千穂処理区が平成 9 年度に供用開始をしましたが、これまで使用料を改定していないこと等から、汚水処理原価が使用料単価を上回っている状況にあります。このような中、将来にわたりサービスの提供を安定的に継続できるよう、平成 30 年度に「下水道事業経営戦略」を策定しました。また、平成 31 年 4 月に地方公営企業法を適用したこと等から、令和 3 年度に見直しを行い、令和 4 年度から、使用料を 1 m³あたり 125 円、令和 9 年度から 1 m³あたり 150 円とする考え方を示しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市民生活への影響等を考慮し、改定時期について、検討を行い延期してまいりましたが、経営戦略に沿って計画を進める必要があるため、令和 5 年 4 月から使用料を改定しようとするものです。詳細につきましては、議案資料の 7 ページ、議案書の 90 ページ、新旧対照表の 63 ページをご覧ください。新旧対照表で説明いたします。左側の表が改正後、右側が各処理区の改正前の表です。基本使用料は 350 円を 650 円に、従量使用料は各処理区で異なる使用料を統一し、区分はこれまで同様に 7 段階であり、1 m³あたり、それぞれ 10 円から 30 円までの範囲で引き上げるものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（木野田誠君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前田幸一君）

今の部長の説明によりますと令和 4 年度に実際は、4 年 4 月からされる改定であったのを 1 年延期して来年 4 月からということでもいいか確認します。

○上下水道部長（浮邊文弘君）

当初、平成 30 年度に下水道事業経営戦略を策定しました。そのときには令和 3 年 4 月から改定をするということを示しておりましたが、平成 31 年 4 月から地方公営企業法を適用したこと等から見直しを行いまして、令和 3 年度に見直しを行ったときに令和 4 年度から令和 4 年 4 月から改定するというので経営戦略のほうに示したところがございます。

○委員（前田幸一君）

上のほうにありますように国分隼人も、それから高千穂処理も統一という形で今回提案をされるということで理解すればよいでしょうか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

そのとおりでございます。

○委員（前田幸一君）

改定はこの時期に合わせてのあれでしょうから将来を見越してのそういった安定的な使用というものもあるんでしょうけど。例えばこの下場地区においては下水道がほとんど完備されてきているのかなあと、都市部の中ですけど、上場地区においてですよ、私も高千穂でこの下水道にも入っては

いるのですが、近所隣を見るとほんの数軒しか加入されていないというような状況。1番最後に私のところが整備をされて、私も隣近所に呼びかけをして一緒に入ったほうが、工事費も安くなりますよというような言い方をして2軒3軒ぐらい一緒に工事をしてもらった経緯があるんですが。その後高千穂地区においては新規加入者というか、そういう方々が増えているのか、それとも横ばいなのかちょっと教えてください。

○下水道工務課長（三島由起博君）

令和4年3月末の高千穂地区の水洗化率について申し上げますと、今現在、特定環境公共下水道事業でやっております高千穂処理区につきましては76.4%の水洗化率となっております。状況ということで言いますと、若干その区域の整備する面積が広がると水洗化率っていうのは、供用開始人口、水洗化人口で割るものですからその率が上がったり下がったり一定の数、形で上がっていかない、整備率は広げていけば上げていくほど、実はどんどん右肩上がりが増えてきますけども水洗化率はやはり分母がちょっと変わってくる関係もありまして、若干変動がありますけども、高千穂処理区の水洗化率の状況をちょっと申し上げますと、29年、5年前の水洗化率が71.9%でございます。それから、30年度が72.4、元年度が73.7、ちょっと2年が数字がなかったのが飛ばしまして、3年度末が76.4ということで徐々に整備を進めることで、水洗化率のほうは上がってくるというような状況でございます。

○委員（前田幸一君）

高千穂地区も過疎化が進みまして、空き家等も大分ふえてきているのかなというふう実感してるんですが。1番心配してるのはですね、最近この旅館、ホテルの大口が経営難に追い込まれて1件締めていらっしゃいますし、それから鹿児島大学分院のほうはもう平成30年でしたかねあれはたしか、ですからそこまであれしなかったのかなと思うんですが、こういう大きな施設のそういった下水道への影響というのは今後、多分このコロナ禍でどうなるのか私どもちょっと観光地にはつきりしないんですが、コロナ等で大分打撃を受けていて今後そういった小さな旅館等もし閉めるようなことがあれば、これは下水道のほうにも大きな影響が出てくるのかなと思うところで。そういった中で令和9年度にはまた125円から150円に引上げをしていくということですが、こういったもの等で令和9年度以降は、もし、計画等であればそういったのを見込んで、また、その後、もう1回やるのかですね、それをしばらく10年ぐらいは据置きしてくれるのか。そこ辺のお考えというのは、将来的な展望というのは、あればもし教えていただければと。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

現在のところ、1㎡当たり150円という線で私どもは考えております。これについてはなぜかと申しますと、まず、総務省からの通知により企業努力をなさいと、ここで不足する150円に満たないわけですけど、その間の不足する経費についてはみませんよと。ただし150円まで努力したそれでもなお不足する分については、基準内繰入れという考え方でみますよという、現段階ではそういうことでありますので、まずは150円までということで考えております。

○委員（徳田修和君）

下水道事業が抱えている課題等は十分認識しているつもりでございます。計画的にはですね令和3年度見直しを行いということで、ただ新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市民生活への影響等を考慮して延期してきたんだよということで、市民の生活のことを十分に考えられてってということで高く評価をしたところではございました。ただ、コロナ禍だけではなく今世界情勢的に急激な物価上昇であったり、それこそ、電気代、ガス代、石油、全てが上がってきてる。これからさらに厳しくなるであろうと予測が立つ中で踏み切った、せっかくコロナで延期してきたのをこのタイミングでやっぱり変えないといけないと判断された理由っていうものをもう少し明確に御説明いただければなと思います。

○上下水道部長（浮邊文弘君）

今、委員がおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症もまだ終息になっていない。また、物価高騰等でも市民の方々については、やっぱり大変だと思いますが下水道事業においても、当然、資材高騰とかで、いろんな面で費用もかかります。下水道につきましては先ほども答弁で申し上げましたように、経営戦略を今後の経営計画ということで、経営戦略を策定しています。その中で2年延期してきたということで、答弁にもありましたように汚水原価を賄うことが出来ない料金になっています。ということは、もう、ずっと赤字経営でそれを一般会計のほうから負担していただいているという状況。これが続きますと当然一般会計のほうの負担もずっと続く。やはり平成31年度から公営企業、地方公営企業法を適用して独立採算というのが原則です。それからまた受益者負担というのも原則ですので、最低でも汚水原価を賄う使用料にしたいんですが、そこまで上げると150円で取まらないと。実際のところ相当な使用料になっていくということが考えられます。先ほど課長からもありましたように最低限、行うべき努力として150円というのがありますので、そこまではやりましょうということで考えていたわけです。コロナ禍でもありますけれど、この金額でいけば後世の人たちにもまた負担がかかっていくと、更新とか今後ありますので、そういったことも考えればやはり早めにすべきではないかと。また、市民に対しては霧島市としてそういったコロナ関係、物価高に關しての支援策等も行っています。下水道に関しては当然下水道使用者の方々への負担は増えないわけですけど、やはり市全体として考えた場合には霧島市としては、そういった支援策はやっているということで、下水道のほうは、やはり、早めに経営戦略に沿って進めたいということで御理解いただければと思います。

○委員（徳田修和君）

置かれている状況は十分に理解してますので、しっかりとした市民への説明責任を果たしていただきたいなと求めておきます。そして、やはりですねコロナ禍において考慮してきたんだよとちょっと聞こえがよくなってしまいますけど、でも、結局のところは5年に1回、経費回収率の向上に向けたロードマップを国交省に提出することが用件化されて、その5年に1回がきたから変えるんだということで。結局、コロナ禍で延長したっていう理由じゃなくて5年目がたっていないか

ら、上げてなかったのかなっていうふうに感じちゃうわけですので、だからやはりそこは市全体として提案できるようなまた緩和策等も考えていきながら運用していただきたいなと思います。そして、あわせてですね、よく挙げられます受益者負担金の部分ですけども今回、使用料上がる御提案されたわけですけども、よく一括納付に対して奨励金としての約2割が差し引かれていることが度々、話題になっております。料金を上げることもですけども、こちらのほうの協議といいますか制度に対する検討というものは今回同時にされているのか確認をさせていただきます。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

現段階では使用料のみ検討しております。受益者負担については全く別個という考え方で今回提案しております。

○委員（下深迫孝二君）

コロナ禍の中でという話が何回も出てきました。例えば病院だとか普通の商店とかというのは、このコロナ禍の中で今まで使ってなかった消毒液を準備するとか、いろんなものがよけいにかかっているわけですね。この下水道の中では、例えば、コロナの菌が流れてきてるんじゃないとか、そういうことで例えば処理するのに薬品が余計いるんだとかそういうことはどうなんですか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

確かに汚水を処理しているので感染した方の汚水が流れてくれば処理場で処理するという形になりますけども、通常の水質基準とかそういったものを守りながら処理場のほうは運営されておりますので、特に改めてそういった必要なものというのはいないところです。要は水質基準をきちっと確保して適正な処理をする上では改めてそういった薬品を増やすとかっていうことはありませんけども。ただ、運営する職員、関係する方の取扱い、処理場の流れてきたものに対して、極力触れないをすとかそういった部分での対策は講じているところでございます

○委員（池田綱雄君）

先ほど部長から基本使用量という説明がありました。これは基本料金のことでもいいですか。

○上下水道部長（浮邊文弘君）

おっしゃるとおりです。

○委員（池田綱雄君）

これが350円を650円と、約倍に上げられるわけですね。これは、近隣の、そういう、基本料金はどれぐらいなのかわかっていたら教えてくれ。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

近隣とは若干違うんですが、県内各市で申しますと鹿児島市がこれは税抜の金額でございますが、鹿児島市が490円、それと鹿屋市が今度3段階で上げてまいります、最終的には750円、枕崎市が477円、出水市が900円、指宿市が525円、薩摩川内市が1,524円、日置市が1,300円、曾於市が水道管のミリによって違うんですが、13ミリの場合が500円、20ミリの場合が1200円、いちき串木野市が691円、南さつま市が1,100円、奄美市が一般が700円、特環が600円、南九州市が500円という状況で

ございます。

○委員（池田綱雄君）

もちろん、鹿児島市なんか基本料金を取らなくても使用料で十分賄えるということで安いんだと思います。だから、出水とか川内は900円とか1,500円。基本料金っていうのは使ってもつかんでも入ってくる料金であって確実な料金ですよね。だから今回これだけ上げられるんだと思いますけど、その辺も一気に上げてよかったのかなというふうに思ったもんだから、もうちょっとこう段階的に上げればよかったなというふうに感じたところです。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、審査22について執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時55分」

「再開 午後12時53分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。まず、審査1議案第121号から審査5議案第141号まで以上5件について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので次に進みます。次に審査6議案第122号から審査9議案第152号まで以上4件について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので次に進みます。次に審査10議案第132号について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので次に進みます。次に審査11議案第153号について意見はありませんか。

○委員（徳田修和君）

議案第153号についてでございますが、現在の指定管理者を引き続きお願いするというところでございます。その中で基準価格等の見直し等の質問をさせていただいたんですが、指定管理者からは現在の管理料で問題がないというような認識を執行部もされておりました。ただ、管理不足であったり、手の行き届かない部分があることは事実でございます。これから市営住宅しっかりと管理を行っていただき、また入居者が増えるような取組までしっかりと考えるのであれば基準価格というものをもう一度見直すべきではないかというふうに考えます。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので次に進みます。次に審査12議案第113号から審査21議案第143号まで以上10件について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので次に進みます。次に審査22議案第135号について意見はありませんか。

○委員（徳田修和君）

委員長報告に付け加える点で申し上げるかちょっと迷ったのですが、自由討議といたしましてここへ。今回5年に1回の頻度で下水道使用料の改定の必要性の検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを作成し、国交省に提出することが用件化となっており、今回もこれからの維持費等も勘案しますとここで使用料の改定をすることは十分理解ができるところではございますが、現在物価高騰等もあり非常に市民生活も困窮している中、もう少し、ここを延期を、値上げの延期をしてもよかったのではないかなという考えもあります。ただ先ほども申し上げたとおり今回の値上げに関しても、十分理解ができるところではございますので、今後、この改定をするに当たって市民生活の状況等もしっかりと見極めながら、場合によってはそういったところにも補助ができるような対応というものも今後も全庁的にしっかりと考えていくべきであると申し上げます。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれで議案22件の自由討議を終わります。これより議案処理に入ります。

△ 議案第113号 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

議案第113号、霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第113号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第113号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第114号 霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第114号、霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第114号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第114号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第115号 霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第115号、霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第115号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第115号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第120号 霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第120号、霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第120号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第120号については、全会一致で原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。

△ 議案第121号 霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第121号、霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第121号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第121号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第122号 霧島市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第122号、霧島市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第122号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第122号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第123号 霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第123号、霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第123号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第123号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第124号 霧島市国分川原地区加工貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第124号、霧島市国分川原地区加工貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第124号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第124号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第125号 霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第125号、霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第125号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第125号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第126号 霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第126号、霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入

ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第126号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第126号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第127号 霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第127号、霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第127号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第127号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第128号 霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第128号、市道路線の廃止及び認定について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第128号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第128号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第129号 霧島市宮関平温泉・霧島市宮関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第129号、霧島市宮閑平温泉・霧島市宮閑平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第129号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第129号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第131号 霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第131号、霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第131号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第131号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第132号 霧島市都市公園条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第132号、霧島市都市公園条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第132号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第132号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第133号 霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第133号、霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第133号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第133号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第135号 霧島市公共下水道条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第135号、霧島市公共下水道条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第135号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第135号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第141号 霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第141号、霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第141号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第141号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第142号 霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第142号、市道路線の廃止及び認定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第142号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第142号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第143号 霧島市塩浸温泉龍馬公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に議案第143号、霧島市塩浸温泉龍馬公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第143号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第143号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第152号 指定管理者の指定について（霧島市黒石岳森林公園）

○委員長（木野田誠君）

次に議案第152号、指定管理者の指定について（霧島市黒石岳森林公園）、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第152号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第152号については、全会一致で原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。

△ 議案第153号 指定管理者の指定について（市営住宅等）

○委員長（木野田誠君）

次に議案第153号、指定管理者の指定について（市営住宅等）、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第153号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第153号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（木野田誠君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（植山太介君）

霧島市国分キャンプ海水浴場施設管理条例の一部改正についてでございます。大きな改正が行われるということで、私が懸念としては、キャンプサイトの使用料に関してでございます。利用者も年々多くなっていると伺っておりますし、利用者の多くの方が、宿泊1泊につき550円を支払えばいいというような認識が、ある方が多いように聞いております。なので、事前に必ず徹底した周知を行い、トラブルが起らないように、事前の周知を徹底するよう、つけ加えさせていただきます。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員長報告にては委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時15分」

「再開 午後 1時25分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査について何か御意見はありますか。

○委員（下深迫孝二君）

今回、市営住宅がいろいろと問題になってるところが多いようですので、市営住宅の各地域1か所ぐらいずつ調査をしたらどうかと思います。1月の半ば過ぎぐらいにでもできればいいかなというふうに思っております。

○委員長（木野田誠君）

ただいま団地の調査の意見がありました。閉会中の所管事務調査については、1市6町の団地の調査と産業建設常任委員会の所管事項についてということで提出してよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにしたいと思います。次に、その他として何かありませんか。ないので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 1時26分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

木野田 誠